

加盟員の皆様

本連盟規約について、加盟校より問い合わせがありましたので、以下のように解説致します。

<質問>

規約第2章（競技者）第3条ホに記載のある

次の場合は出場資格を失う。

「1ヶ年の修得単位数が16単位未満の者」

とは、単年度で16単位以上の修得が必要なのか？または、累積での修得との考え方が適用されるのか？

（例えば、1年時に32単位を修得していれば、2年時の修得単位が0でも3年時の競技に参加できるのか？）

<回答>

累積が適用される。

<理由>

留学または休学等の理由により、やむを得ず16単位の履修が叶わない場合を配慮する。

毎年、加盟員の皆様には加盟校を通じて成績証明書の提出をして頂いています。学生の本分は学業であることを鑑み、「16単位ルール」の適用は厳格に行いますが、本ルールの運用については、加盟員個人の申告に委ねています。

前年度に修得単位16未満（累積を適用）の加盟員は、翌年度の本連盟主催競技への参加資格はありませんので、万が一、競技会後に本規則の違反が判明した場合は、遡り参加資格の訂正（本来参加できない加盟員が参加した場合）を行います。

これにより、参加校の順位の変動（団体戦）や、参加選手の順位の変動（個人戦）が発生しないように加盟校ならびに加盟員の皆様におかれましては、十分に主旨を理解した上で競技に参加するようにお願い致します。

以上

2024年5月1日

関東学生ゴルフ連盟

会長代行 北口 博

競技委員長 稲川旺資